

職業紹介 返金規定

株式会社カタルシス
許可番号: 26-ユ-300773

1. 候補者が採用された後、以下の期間内に採用が取り消された場合または候補者が離脱した場合、甲は乙に対し、下記に定める割合で委託料金の返金を求めることができる。

- (1) 採用成立日から1週間以内: 委託料金の 100% を返金する。
- (2) 採用成立日から1ヶ月以内: 委託料金の 80% を返金する。
- (3) 採用成立日から2ヶ月以内: 委託料金の 40% を返金する。
- (4) 採用成立日から3ヶ月以内: 委託料金の 20% を返金する。
- (2) 採用成立日から6ヶ月以内: 委託料金の 10% を返金する。

2. 前項の期間経過後は、返金は一切行わないものとする。

3. 返金の対象は委託料金の本体のみとし、振込手数料・遅延損害金・違約金等は返金対象に含まれない。

4. 返金に関する甲からの請求は、返金事由が発生した日から14日以内に書面にて行うものとする。

5. 乙は、返金請求を受けた場合、合理的な期間内に返金処理を行うものとする。